

# 6 生活・都市施設整備基準適用一覧表

## (1) 建築物

整備項目	整備箇所	整備基準	生活・都市施設	1	2	3	4
				病院又は診療所	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	集会場又は公会堂	展示場
			特定生活・都市施設 (㎡)	病室を有するものすべて	1,000～	すべて	1,000～
1 出入口	(1) 直接地上へ通ずる出入口のうち1以上の出入口	① 幅の確保 (80cm以上)	●	●	●	●	
		② 自動又は円滑に開閉できる構造の戸	●	●	●	●	
		③ 段差の解消	●	●	●	●	
	(2) 駐車場へ通ずる出入口のうち1以上の出入口	① 幅の確保 (80cm以上)	●	●	●	●	
		② 自動又は円滑に開閉できる構造の戸	●	●	●	●	
		③ 段差の解消	●	●	●	●	
	(3) 各室の出入口のうち1以上の出入口	① 幅の確保 (80cm以上)	●	●	●	●	
		② 自動又は円滑に開閉できる構造の戸	●	●	●	●	
		③ 段差の解消	●	●	●	●	
2 廊下等	(1) 廊下等	① 滑りにくい表面仕上げ	●	●	●	●	
		② 段の構造 (階段に準じる)	●	●	●	●	
	(2) 直接地上へ通ずる出入口又は駐車場へ通ずる出入口から各室の出入口に至る経路のうち1以上の経路の廊下等	① 幅の確保 (120cm以上)	●	●	●	●	
		② 車いす転回スペースの確保	●	●	●	●	
		③ 傾斜路等の設置	●	●	●	●	
		④ 出入口に接する部分の水平確保	●	●	●	●	
	(3) 受付等までの廊下等	誘導用床材又は音声誘導装置の設置等	●	●	●	●	
		(4) 傾斜路等	① 幅の確保 (120cm以上)	●	●	●	●
	② 勾配 (1/12以下)		●	●	●	●	
	③ 踊場設置 (踏幅150cm以上)		●	●	●	●	
	④ 手すりの設置		●	●	●	●	
	⑤ 滑りにくい表面仕上げ		●	●	●	●	
	3 階段	階段	⑥ 識別しやすい路面	●	●	●	●
⑦ 注意喚起用床材の敷設			●	●	●	●	
① 手すりの設置			●	●	●	●	
② 回り段の制限			●	●	●	●	
③ 滑りにくい表面仕上げ			●	●	●	●	
④ 識別しやすく、つまづきにくい段			●	●	●	●	
4 昇降機	エレベーター <sup>注1</sup>	⑤ 注意喚起用床材の敷設	●	●	●	●	
		① かごの構造	●	●	●	●	
		② 乗降ロビーの構造	●	●	●	●	
		③ 案内装置	●	●	●	●	
5 トイレ	(1) 専ら高齢者、障害者等が利用する建築物若しくは床面積の合計が2,000㎡以上の建築物に設けられる1以上のトイレ又は公衆トイレ	④ 制御装置	●	●	●	●	
		① 床面積の確保	●	●	●	●	
		② 腰掛便座の設置	●	●	●	●	
		③ 出入口の幅の確保 (80cm以上)	●	●	●	●	
		④ 円滑に開閉して通過できる構造の戸	●	●	●	●	
	(2) 上記以外の建築物に設けられる1以上のトイレ	⑤ 設置の表示	●	●	●	●	
		① 腰掛便座の設置	●	●	●	●	
		② 手すりの設置	●	●	●	●	
	(3) 男子用小便器のある1以上のトイレ	③ 出入口の幅の確保 (80cm)	●	●	●	●	
		④ 円滑に開閉して通過できる構造の戸	●	●	●	●	
		① 床置き小便器の設置	●	●	●	●	
		② 手すりの設置 <sup>注2</sup>	●	●	●	●	

●印は整備対象となる項目です。

■印はハートビル法と共通の整備項目です。



整備項目	整備箇所	整備基準	生活・都市施設	1	2	3	4
				病院又は診療所	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	集会場又は公会堂	展示場
			特定生活・都市施設 (m <sup>2</sup> )	病室を有するものすべて	1,000～	すべて	1,000～
6 客室等	社会福祉施設等又はホテル若しくは旅館の1以上の客室 <sup>注3</sup>	① 出入口の幅の確保(80cm)					
		② 円滑に開閉して通過できる構造の戸					
		③ 段差の解消					
		④ 円滑に利用できる床面積の確保					
		⑤ 円滑に利用できるトイレの設置等					
		⑥ 円滑に利用できる浴室の設置等					
7 客席	(1) 固定式の客席を設ける場合の1以上の客席	① 車いす使用者用席の確保(90cm×120cm)		●	●		
	② 床の水平の確保			●	●		
	(2) 車いす使用者用席に至る1以上の通路	① 幅の確保(120cm以上)			●	●	
		② 傾斜路の構造			●	●	
8 案内表示	主要な案内板等	① 高さ、文字の大きさ等表示への配慮	●	●	●	●	
		② 点滅型誘導音装置付誘導灯の設置等	●	●	●	●	
9 駐車場	(1) 車いす使用者用駐車施設 <sup>注4</sup>	① 車いす使用者用駐車施設の設置	●	●	●	●	
		② 出入口に近い設置場所	●	●	●	●	
		③ 幅の確保(350cm以上)	●	●	●	●	
		④ 車いす使用者用の表示	●	●	●	●	
	(2) 駐車場内の通路	① 滑りにくい表面仕上げ	●	●	●	●	
		② 段の構造(階段に準じる)	●	●	●	●	
		③ 溝ぶたの構造	●	●	●	●	
	(3) 車いす使用者用駐車施設に至る通路のうち1以上の通路	① 幅の確保(120cm以上)	●	●	●	●	
		② 傾斜路等の設置	●	●	●	●	
		③ 傾斜路等の構造	●	●	●	●	
		④ 誘導用床材又は音声誘導装置の設置	●	●	●	●	
		⑤ 注意喚起用床材の敷設	●	●	●	●	
10 敷地内の通路	(1) 通路	① 滑りにくい表面仕上げ	●	●	●	●	
		② 段の構造(階段に準じる)	●	●	●	●	
		③ 溝ぶたの構造	●	●	●	●	
	(2) 道等に至る敷地内通路のうち1以上の通路	① 幅の確保(120cm以上)	●	●	●	●	
		② 傾斜路等の設置	●	●	●	●	
		③ 誘導用床材又は音声誘導装置の設置	●	●	●	●	
		④ 注意喚起用床材の敷設	●	●	●	●	
	(3) 車いす使用者用駐車施設に至る通路のうち1以上の通路	① 幅の確保(120cm以上)	●	●	●	●	
		② 傾斜路等の設置	●	●	●	●	
	(4) 傾斜路等	① 幅の確保(120cm以上)	●	●	●	●	
		② 勾配(1/12以下)	●	●	●	●	
		③ 踊場設置(踏幅150cm以上)	●	●	●	●	
		④ 手すりの設置	●	●	●	●	
		⑤ 滑りにくい表面仕上げ	●	●	●	●	
		⑥ 識別しやすい路面	●	●	●	●	
		⑦ 積雪時における配慮	●	●	●	●	

注1：床面積の合計が2,000m<sup>2</sup>以上である建築物に限る。

注2：専ら高齢者、障害者が利用する建築物に限る。

注3：社会福祉施設等で床面積が2,000m<sup>2</sup>以上の建築物又はホテル若しくは旅館で床面積が5,000m<sup>2</sup>以上の建築物に限る。

注4：機械式駐車場を除く。

●印は整備対象となる項目です。

■印はハートビル法と共通の整備項目です。



## (2) 公共交通機関の施設

整備項目	整備箇所	整備基準	公共交通機関の施設
1 改札口	1以上の改札口	① 幅の確保(80cm以上)	●
		② 段差の制限	●
		③ 誘導用ブロックの敷設	●
2 通路	(1) 全ての通路	① 滑りにくい表面仕上げ	●
		② 段の構造(階段に準じる)	●
	(2) 改札口から乗降場に至る1以上の通路	① 幅の確保(140cm以上)	●
		② 傾斜路等の設置	●
		③ 出入口に接する部分等の水平確保	●
		④ 誘導用ブロック又は音声誘導装置の設置	●
	(3) 傾斜路	① 幅の確保(120cm以上)	●
		② 勾配(1/12以下)	●
		③ 踊場設置(踏幅150cm以上)	●
		④ 手すりの設置	●
⑤ 滑りにくい表面仕上げ		●	
⑥ 識別しやすい路面		●	
⑦ 注意喚起用ブロックの敷設		●	
3 階段	階段	① 手すりの設置	●
		② 回り段の禁止	●
		③ 滑りにくい表面仕上げ	●
		④ 識別しやすくつまづきにくい段	●
		⑤ 注意喚起用ブロックの敷設	●
4 昇降機	エレベーター	① かごの構造	●
		② 乗降ロビーの構造	●
		③ 案内装置	●
		④ 制御装置	●
5 トイレ	(1) 車いす利用者対応便房のあるトイレ	① 車いす利用者対応便房の設置	●
		② 出入口幅の確保(80cm)	●
		③ 円滑に開閉して通過できる構造の戸	●
		④ 設置の表示	●
	(2) 小便器のある1以上のトイレ	床置き	●
6 案内表示	主要な案内板等	① 高さ、文字の大きさ等表示への配慮	●
		② 点字表示	●
7 乗降場	乗降場	① 滑りにくい表面仕上げ	●
		② 転落防止柵の設置	●
		③ 注意喚起用ブロックの敷設	●

●印は整備対象となる項目です。



### (3) 道路

整備項目	整備箇所	整備基準	道路
歩道	歩道	① 滑りにくい表面仕上げ	●
		② 幅の確保 (200cm以上)	●
		③ 段差の切り下げ	●
		④ 切下げ部分の勾配 (8/100以下)	●
		⑤ 溝ぶたの構造	●
		⑥ 誘導用ブロック等の設置	●
		⑦ 除排雪しやすい構造	●

### (4) 公園

整備項目	整備箇所	整備基準	公園
1 出入口	1以上の出入口	① 幅の確保 (120cm以上)	●
		② 段差の制限	●
2 園路	出入口から主要な施設に至る1以上の園路	① 滑りにくい表面仕上げ	●
		② 幅の確保 (120cm以上)	●
		③ 縦断勾配4%以下、最大縦断勾配8.5%以下	●
		④ 水平部分の設置 (150cm以上)	●
		⑤ 溝ぶたの構造	●
		⑥ 段の構造	●
		⑦ 傾斜路等の構造	●
		⑧ 注意喚起用ブロックの敷設	●
3 案内表示	主要な案内板等	高さ、文字の大きさ等表示への配慮	●
4 駐車場	車いす使用者用駐車施設	① 車いす使用者用駐車施設の設置	●
		② 出入口に近い設置場所	●
		③ 幅の確保 (350cm以上)	●
		④ 車いす使用者用の表示	●